

# 7月9日(日)は 日田市長選挙 の投票日です

これからの日田市の4年間を決める大切な選挙です。棄権することなく、投票しましょう。  
告示後に自治会を通して選挙公報(7月4日送付予定)を配付します。選挙の詳細は、市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



▶とき 7月9日(日) 午前7時~午後8時

※閉鎖時間は投票所によって異なります。入場券に記載の時間をご確認ください。

▶投票用紙の記入方法

## 期日前投票・不在者投票

- ・自書式投票  
投票したい候補者一人の氏名を、投票用紙にはっきり書いてください。氏名以外のことを書くと、無効となります。

## 当日投票

- ・記号式投票  
投票用紙に候補者氏名が印刷されていますので、配付される使い捨て鉛筆を使って投票しようとする候補者氏名の上の「○をつける欄」に○印を書いてください。○印を2つ以上書いたり、×印などを書いたりした場合、大切な一票が無効となります。



▶投票資格

- ①平成17年7月10日までに生まれた人
- ②令和5年4月1日までに日田市に転入の届出を行い、引き続き居住している人

※入場券が届いても、日田市外へ転出した人は投票できません。

▶投票所変更のお知らせ

月出町公民館(第21投票区)は、投票場所が変更されていますので、ご注意ください。

【変更後】月出山多目的交流館

## 投票日当日に仕事や旅行等で投票できない人は、期日前投票をしましょう。

入場券がなくても、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)があれば投票できます。

期日前投票所	期日前投票期間	期日前投票時間
市役所7階 中会議室	7月3日(月)~8日(土)	午前8時30分~午後8時
前・中津江・大山振興局、上津江体育館、天瀬公民館		午前8時30分~午後7時
五和公民館	7月6日(木)~8日(土)	午前8時30分~午後7時

▶不在者投票

- ・市外に滞在している人  
旅行や仕事のために遠方に滞在し、期日前投票に行くことができない人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳細は下記にお問い合わせください。
- ・病院に入院又は施設に入所している人  
下記の病院や施設に入院・入所している人は、病院や施設で不在者投票ができます。

- ・奥村日田病院 ・大分友愛病院 ・原病院 ・岩尾整形外科病院 ・一ノ宮脳神経外科病院 ・上野公園病院
- ・済生会日田病院 ・日田中央病院 ・聖陵岩里病院 ・延寿寮 ・敬天荘 ・花月園 ・日田園
- ・日田園ユニット ・すぎのこ村ひばり~ヒルズ ・聖陵ストリーム ・センチナリアン ・喜楽苑

▶代理投票及び点字投票

- ・代理投票 けがや身体の障がいなどで字を書くことができない人は、代理投票ができます。投票所で係員に申し出て下さい。
- ・点字投票 目が不自由な人は、点字投票ができます。

☎選挙管理委員会事務局 ☎28209 (市役所7階)

65歳以上の人へ

## 介護保険に関するお知らせ

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、3年に1回、市町村ごとに算定が行われ、令和3年度から令和5年度は年額6万8,700円(基準額)としています。さらに、世帯員の市民税の課税状況や被保険者本人の所得額によって、9段階に分かれます。



### ■納入通知書の送付

納入通知書及び納付書は7月中旬に発送します。

災害などの特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになったりするなどの制限が生じます。保険料は各納期限までに納付してください。

### ■介護保険料の納め方

第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳の誕生日の前日が属する月からです。

保険料は通常、年金から差し引かれますが、年金の種類や額によって次の2通りに分かれます。

#### ①年金から差し引かれる人(特別徴収)

年金収入が年間18万円以上の人です。年6回の年金支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれて振り込まれます。

#### ②納付書で納める人(普通徴収)

年金収入が年間18万円未満の人など、特別徴収の対象にならない人です。

7月中旬に、全8期分を一括同封して発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。

※年齢到達・転入等で資格取得してから間もない場合や、その他保険料の変更があり、徴収区分が変更になった場合は、一定期間普通徴収になる場合があります。

### ■保険料の減免制度

災害等によって被害を受けたり、事業の廃止等で所得が激減したりしたときや、世帯全員の収入と貯えが一定金額に満たないときは、減免を受けられる場合があります。

### ☎納入通知書・支払方法等について

税務課市民税係 ☎28396 (市役所1階)

### ■介護サービス利用者の負担軽減

介護保険制度には、介護保険サービス利用者の負担費用を軽減する制度があります。前年度対象者には申請の案内と申請書を送付します。既に認定証を持っている人も更新申請が必要です。

### ■【居住(滞在)費・食費の負担軽減】

下記の介護サービスでの居住(滞在)費と食費を軽減

#### ▶介護サービスの種類

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・短期入所療養介護
- ・短期入所生活介護

#### ▶対象者

- 以下の条件を全て満たす人
- ・世帯全員が市民税非課税
- ・世帯が異なる配偶者も市民税非課税
- ・預貯金等が基準額以下等(年金収入額等によって異なる)

#### ▶申請に必要なもの

申請書・同意書、通帳等の写し

### ■【社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減】

社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者負担額、居住(滞在・宿泊)費、食費を軽減

### ■負担割合証の発送

現在発行している負担割合証は、7月31日(月)で有効期限が切れます。7月中旬に要介護認定者及び総合事業対象者に新しい負担割合証を送付します。

### ☎介護保険給付・サービスについて

長寿福祉課介護保険係 ☎28264 (市役所1階)

☎詳細は各担当課にお問い合わせください ☎